第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九一〇 A三E　五、九五五 A三E　六、一一〇	午前一時から午前二時まで
		A三E　五、九一〇 A三E　五、九八五 A三E　六、一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○法務省告示第百三十八号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月六日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡長尾村滝口六千二百七十九番地

森田外之助

○法務省告示第百三十九号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第二項、第三項及び第四項各号列記以外の部分の規定（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件（平成十四年法務省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

この改正は、平成二十七年五月一日から効力を生ずる。

平成二十七年三月六日

法務大臣　上川　陽子

2を削り、3中「商業登記法第19条の2に規定する電磁的記録」を「磁気ディスク」に改め、3を2とする。

○法務省告示第四十号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十五条の二第一項第一号の規定（他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、法務大臣が指定する磁気ディスクに電磁的記録を記録する方式等を次のように定め、平成二十七年五月一日から施行する。

平成二十七年三月六日

法務大臣　上川　陽子

1　使用する磁気ディスク

(1)　商業登記規則（昭和37年法務省令第23号）第35条の2第1項第1号に規定する磁気ディスク（以下「磁気ディスク」という。）のトラックフォーマットは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6225又はX6281による。

(2)　磁気ディスクのボリューム及びファイル構成は、日本工業規格X0605又はX0606による。

(3)　1枚の磁気ディスクには、1件の申請に係る複数のファイルを記録することができる。

2　磁気ディスクへの記録の方式等

(1)　磁気ディスクに記録するファイルの形式等

磁気ディスクに記録するファイルの形式等は、以下のとおりとする。

ア　ファイルは、テキスト形式で記録する。

イ　ファイル名は、「(任意の名称).TXT」とし、「(任意の名称)」の文字数は、全角64文字以内とする。

ウ　文字コードは、シフトＪＩＳを使用し、全て全角文字で作成する。ただし、ＪＩＳＸ0208に含まれないＩＢＭ拡張文字、ＮＥＣ選定ＩＢＭ拡張文字及びWindows外字を使用することはできない。

エ　文字フォントは、「ＭＳ明朝」又は「ＭＳゴシック」を使用する。

オ　使用する文字は、Microsoft® Windows®端末で内容を確認することができるものとする。

カ　タブ（Tab）は使用しないものとする。

キ　字下げや文字の区切り等により空白が必要な場合は、スペース（全角）を使用するものとする。

ク　数式中で使用する分数の横線は、「―」（シフトＪＩＳの0X849F（区点：0801））を使用するものとする。

ケ　磁気ディスクには、フォルダは使用しないものとする。

(2)　ファイルのサイズ

磁気ディスクに記録するファイルのサイズは、1ファイル当たり3ＭＢ以下とする。

○外務省告示第六十七号

平成十三年十一月三日にローマで作成された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の締約国につき、平成二十七年二月五日現在で、次のとおり追加があった（平成二十五年八月二日外務省告示第二百七十一号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
マーシャル諸島共和国	平成二十六年七月十五日	平成二十六年十月十三日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
スリランカ民主社会主義共和国	平成二十五年九月十七日	平成二十五年十二月十六日
イラク共和国	平成二十六年八月二十九日	平成二十六年十一月二十七日
トンガ王国	平成二十六年十二月十六日	平成二十七年三月十六日
パプアニューギニア独立国	平成二十七年二月五日	平成二十七年五月六日

外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第六号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月六日

国税庁長官　林　信光

熊本国税局の項中「中央区二の丸一番二号」を「西区春日二丁目十番一号」に改め、旭川中税務署の項中「宮前通東四千百五十五番三十一」を「宮前一条三丁目三番十五号」に改め、大船渡税務署の項中「館」を「舘」に改め、長井税務署の項中「高野町二丁目七番三十七号」を「四ツ谷一丁目七番十五号」に改め、喜多方税務署の項中「字中島七千五百十三番地三」を「字花園三十八番」に改め、浦和税務署の項中「浦和区常盤四丁目十一番十九号」を「中央区新都心一番地一」に改め、熊本西税務署の項中「中央区二の丸一番四号」を「西区春日二丁目十番一号」に改める。

○農林水産省告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県栃木市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）